



7月5日の九州北部豪雨災害後、多くのボランティアが被災地に赴きました。



福岡市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
ここっと

目次

P2～3 **特集** 九州北部豪雨災害と避難行動要支援者名簿の活用

P4	●遺贈寄付～ふくおか遺贈寄付フォーラム開催報告～
P5	●ふくおかライフレスキュー事業～福岡市社協・各区社協も参画～ ●NPO法人フードバンク福岡をご存じですか？
P6	●赤い羽根共同募金運動70周年記念～ありがとうマップを公開中～
P7	●ふれあいサロンに1回、呼んじゃってん♪ ～みんなに笑顔と元気を届けたい!「お元気届け隊」～ ●日常生活自立支援事業の相談窓口変更
P8	●奉仕銀行寄付お礼 ●福岡市民間社会福祉事業従事職員福利厚生共済制度 ●福祉の職場面談・合同説明会2017開催

九州北部豪雨災害と避難行動要支援者名簿の活用

平成29年7月5日からの記録的な豪雨が九州北部を襲い、土砂災害や道路損壊が相次ぎ、多くの尊い命を奪うなど甚大な被害が発生しました。被災者の皆さまに対して、心よりお見舞い申し上げます。

福岡市社会福祉協議会(以下「本会」)では、被災地の一日も早い復旧・復興を願い、被災地の災害ボランティアセンターへの職員派遣や、ボランティアバスの運行などを行いました。

朝倉市 災害ボランティアセンター 運営支援

開所日数：79日 完了件数：1,230件 延べボランティア数：45,292人 (7月10日～10月29日)

福岡県では、「福岡県社協災害救援本部」を設置し、大雨による各市町村の被害状況の把握、対応の協議を重ね、朝倉市では7月9日に災害ボランティアセンター(以下「災害VC」)が設置され、10日からボランティアの受け入れが始まりました。

災害VCは、9月まで毎日(お盆や台風、大雨の警報時は閉鎖)、10月は週末の金曜から日曜のみ開所し、10月末日で閉鎖となりました。現在は朝倉市社会福祉協議会が被災された人からの依頼に個別に対応しています。

本会からは、7月12日から10月22日まで、76日間延べ162人の職員が災害VCの運営支援の業務にあたり、依頼者のニーズの受付・聴き取り、ボランティア希望者の活動へのコーディネート、ボランティアからの問い合わせへの対応、ニーズ完了後の聴き取り調査など様々な業務を行いました。



～住民の聴き取り調査業務から～

寄せられた多くのニーズが落ち着き始めたころ、ニーズの状況を地図に書き込み、それをもとにボランティア活動完了後の依頼者の心身の状況やボランティアの依頼がなかった近隣住民の被害状況の聴き取りを行いました。



「家の前が川のようになっていた。一人暮らしで不安だったが、ボランティアがたくさん来てくれて心も元気になった。」というお礼の言葉をいただき、ボランティアが被災地の大きな力になっていることを実感しました。

当初、災害VCは、被災した住民の居住スペースを確保することを最優先にボランティアを派遣していたため、畑や田んぼの泥だし等の依頼は断っていましたが、現在は、関連団体と連携し、JA筑前あさくら農業ボランティアセンターが開設され、対応できるようになりました。



多くの被災者を支援する災害ボランティア活動は、特に息の長い活動が求められます。そのためには、ボランティアが安全かつ安心して活動できる環境を確保することが重要です。

今回の災害VC派遣で経験した内容は本会全体で共有し、運営のノウハウを蓄積し、いつどこで発生するか分からない災害に備えていきたいと思えます。

様々な支援活動

ボランティアバス運行による支援

甚大な被害を受けた朝倉市や大分県日田市など、被災地のニーズに沿った継続的な支援として、本会と福岡市の協働で日本財団の助成を受け、7月から12月にボランティアバスを運行し支援活動を行いました。

(ボランティアバス参加者の声)

- ・60代の私に何ができるのか、かえって足手まといになるのではないかと考えていましたが、自分ができる事を無理なくすればいいと言われ、力まずに活動できました。
- ・ボランティアの人数が減ってきているのが心配です。若い人達が少しでも参加してくれたらと思います。

募金による支援～赤い羽根共同募金～

災害発生後、7月10日より「平成29年7月5日からの大雨災害義援金」という名称で義援金の募集を始めました。集まった義援金は、全額福岡県に送金し、福岡県地域防災計画に基づき、福岡県義援金品配分委員会で配分額が決定されます。

募金総額 14億8,656万7,259円(11月30日現在)

物資による支援

被災者が暮らす避難所では、9月15日まで支援物資の受入れを行い、連日多くの物資が届けられました。

災害時の地域の関わり ～杷木サテライト(旧杷木地区)の紹介～

朝倉市災害VCは、山手で被害が大きかった「旧杷木地区」のニーズに対応するため、「杷木サテライト」を開設していました。

杷木サテライトでは、一般的な個人からのニーズに基づくマッチングではなく、団体ボランティア専用受付による「コミュニティマッチング方式」がとられました。

「コミュニティマッチング方式」とは…

- ①地域の代表者が被災状況を取りまとめる
- ②災害VCの地区担当スタッフと地域の代表者が具体的な活動内容や必要なボランティア数を協議
- ③活動を希望し、事前に予約している団体ボランティアとマッチング

ボランティアが活動を行う現場では、現地コーディネーターというボランティアが指揮をとり、地域住民と災害VC、現地コーディネーターが連携しながら調整していました。

旧杷木地区でこの方式を採用したのは、ボランティア用の駐車場が近くなかったことも要因の一つですが、この地区に「コミュニティ」の意識がしっかり根付いていたからこそできたことと考えられます。

普段から地域住民同士が協力し合い、良い関係ができていれば、災害が起きた際には、地区の代表者が率先してニーズの取りまとめやボランティア依頼の調整ができるのだと思います。普段から住民同士のつながりがある地域(コミュニティ)は災害にも強い地域と言えるのだと改めて感じました。



避難行動要支援者名簿の活用

東日本大震災をきっかけに、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられました。

福岡市では今年度より、この名簿に登録された人のうちご自身の名簿情報の提供について同意された人の名簿が、避難支援等関係者(校区・地区自治協議会、校区・地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員)に提供されています。

平常時からの見守りを進めているふれあいネットワーク活動のさらなる充実のためには、自治協議会や民生委員・児童委員との連携、協力が必要不可欠ですが、災害時にお

いてはなおさら、避難支援等関係者が一体となった取り組みが必要となります。

いつ災害が発生するか分からない中、災害時に備えた平常時からの見守りについて、避難支援等関係者で、取り組みの必要性やどのような支援ができるかについて話し合い、方針や役割分担等を共有しておくことが重要となります。

福岡市・区社協では、名簿登載者とふれあいネットワーク対象者との突き合わせや見守りマップを活用した災害時に支援が必要な人の可視化、避難訓練における安否確認訓練など、地域の実情に応じた取り組みに対する支援を行っています。



『防災福祉のまちづくり 公助・自助・互助・共助』

(川村匡由 編著 水曜社)

災害に強いまちづくりを目指し、現状を踏まえ、問題の解決策を提言する。

※福祉・図書情報室には、福祉に関する書籍・DVD等が多数あります。ぜひご利用ください。

遺贈寄付 ～ふくおか遺贈寄付フォーラム開催報告～

亡くなった時に、遺言^{いごん}によって、財産の全部又は一部を法定相続人以外の人(法人も可)に無償で渡すことを「遺贈」といいます。その中でも、「NPO法人」、「社会福祉法人」、「公益法人」等非営利団体に寄付する行為を「遺贈寄付」と呼びます。遺言による寄付という、大きな金額をイメージされる人が多いと思いますが、金額の多寡は関係なく、1万円であっても「遺贈寄付」になります。

世帯(家族)の縮小といった社会的構造の変化等を背景として、エンディングノートに象徴される「終活」への関心が広がる中、遺言を作成し寄付を考える人が増えています。「遺贈寄付」は使途と目的を明確にして、「遺志」を通すという高い意識の表現であり、死亡してもなお社会へ貢献することを実現するツールであることに、人々が気づき始めているのです。

【遺贈寄付フォーラムの開催】

平成29年11月23日(祝)に西南学院大学で、「ふくおか遺贈寄付フォーラム」を開催し、約60人に参加いただきました。福岡市の各分野で活動するNPOの若い担い手を中心に開催されたこのフォーラムにより、遺贈に関心を持っている人(遺贈相談を受ける人、遺贈をする人、遺贈を受ける人)が一堂に会し、「遺贈寄付」とはどのような営みであるかを知り、学び合うことで、寄付と地域のこれからを考えるきっかけになりました。

子どもの貧困、認知症高齢者の行方不明、虐待など社会課題が多種多様になり、その解決策を講じる財源や人材は既存のものでは賄いきれず、新たな財源確保と人材育成の仕組みづくりが求められています。

本会も「遺産を社会のために活用したい」という市民の思いをカタチにするための受け皿となり、その財

源を本会が実施する各種事業へ活用することによって、社会課題の解決を図っていきたいと考えています。

ひいては、「人生の集大成として社会貢献をしたい」と願う人の遺志が尊重され、かつ適切に実現されることがあたりまえの社会を創っていきたいと思います。



熱心に聴く参加者

【問合せ】地域福祉課 TEL 720-5356

様々な寄付のかたち 福岡市社会福祉協議会の取組み

【問合せ】総務課 TEL 751-1121

奉仕銀行

市民の皆さまからの寄付金や物品寄贈(福祉用具等)を受け入れています。福岡市内の社会福祉施設への物品の仲介や寄付金を本会事業へ大切に活用させていただきます。

寄付つき商品

企業等が提供するサービスを、市民が購入・利用することによって一定の割合で企業等が売り上げの一部を本会に寄付する仕組みです。現在、10社と寄付の覚書を締結しています。



ふくおかライフレスキュー事業

～福岡市社協・各区社協も
参画しています～



福岡県では、社会福祉法人がネットワークをつくり、資金・人材・専門性を持ち寄り、生計困難者等が抱える様々な地域ごとのニーズや課題を柔軟に解決していく「ふくおかライフレスキュー事業」が平成29年度から始まり、福岡市社協・区社協も参画しています。

社会福祉法人は、これまで福祉サービスの中心的な担い手としての使命感を持ち、地域における福祉ニーズの把握や様々な支援を行うことで、福祉制度の充実を図ってきました。しかし、「生活困窮」「社会的孤立」「心身の障がいや不安」「社会的排除や摩擦」など、様々な生活問題・地域課題が複合化している昨今、全ての課題に対応できる制度をつくることは困難であり、既存の制度では対応できない「制度の狭間」にいる人への支援が、今日的課題となっています。

「ふくおかライフレスキュー事業」は、このような課題に積極的に向き合っていくために、社会福祉法人の専門性や強みを活かすだけでなく、社会福祉法人でネットワークをつくり「オール社福(社会福祉法人の略)」で取り組む相談・支援事業です。ワンストップの総合相談事業として、「今日食べるものがない」「ライフラインが止まった」「介護や障がいの悩みがある」など、地域で暮らす様々な人からの相談に対し、各種制度やサービスにつなぐなど、生活が安定するまでの支援を行います。

福岡市社協・区社協では職員が福岡県社協が実施する研修を修了し、「サポーター」として市内の社会福祉法人とともに、相談支援を行っています。

「ふくおかライフレスキュー事業」を利用した高齢者支援の事例

一人暮らしで身寄りがなく、人との関わりもないなか、ごみが散乱している部屋で生活していた高齢者Aさん。

行政やいきいきセンターの職員が訪問しても、立ち上がれないほど衰弱しているにもかかわらず、医療・介護の支援を受けることを頑なに拒否していました。

いきいきセンター職員や民生委員、不動産会社の方などが安否確認を続けていましたが、お盆に見守りができない期間ができたため、ふくおかライフレスキュー事業による支援を考えました。区内の社会福祉法人に協力を打診し、近隣の高齢者施設の職員がお盆にAさん宅を訪問し、安否確認や食料の提供を行いました。

福祉・介護の専門職がじっくり本人の話を聞き「寄り添う支援」ができたことで、Aさんの頑なに態度にも少しずつ変化が見られ、お盆明けには病院受診や介護サービスを受けることを了承されました。社会福祉法人の強みや専門性を活かし、関係者が連携して支援したことで、Aさんの危機的な状況を改善に導くことができました。

★詳細は、下記HPをご覧ください。

福岡県社会福祉法人経営者協議会ホームページ
<http://fuku-keieikyo.org/liferescue.html>

【問合せ】地域福祉課 TEL 720-5356



NPO法人フードバンク福岡をご存じですか？

テレビや新聞などで、「フードバンク^(※1)」という言葉聞いたことはありませんか？

『もったいない』をなくし、『おすそわけ』を当たり前。』を掲げ、平成28年4月から本格的に活動を始めた「フードバンク福岡」について、ご紹介します。

「フードバンク福岡」は、福岡市内で活動しており、平成29年7月にNPO法人に認証されました。提供される食品は、バナナ、パン、野菜、災害備蓄品、アイスクリーム、菓子など様々です。これまでにフードバンク福岡に食品を提供した企業等は46社、受け入れた食品は、フードバンク福岡を通じて福祉施設や福祉団体等39団体(平成29年10月末時点)に提供されました。

中でもバナナは、福岡市内のいくつかの小中学校で、食育の一環として朝食を生徒に提供する取組みに活用されています。

また、市内の子ども食堂の食品提供や九州北部豪雨災害では、フリーズドライスープなど約3,000食を被災地に届けました。

食品の提供を希望する福祉施設や団体等は、「フードバンク福岡」へ直接ご相談ください。

※現在、フードバンク福岡から新規の個人への食品提供は行っていません。

(※1)「フードバンク」とは、規格外品や余剰品、災害備蓄品などの入れ替えなど販売できない食品を、企業・農家・個人などから受け取り、食べ物に困っている人や福祉施設などに無償で提供する活動です。食品ロスの削減にも繋がっています。

【問合せ】NPO法人フードバンク福岡事務局

TEL 710-3205 (月・木・金曜10:00～16:00)

ホームページ：<http://www.fbfukuoka.net/>

～赤い羽根共同募金運動70周年記念～
「赤い羽根ありがとうマップ」を公開しています！

共同募金の使い道を知っていただくための広報のひとつとして、皆さまから寄せられた募金が校区(地区)社会福祉協議会と、22の福祉施設でどのように使われているのかをインターネット上の地図で紹介する「赤い羽根ありがとうマップ」を作成、公開しています。

あなたの住む町での共同募金の使いみちを、ぜひご覧ください。



- ・助成を受けた校区社協は マークで表示
- ・助成を受けた福祉施設は マークで表示

赤い羽根をクリックすると、下記のように、事業内容、配分額と、代表的事業(イチオシ事業)が表示されます。

～東区舞松原校区社会福祉協議会の例～

赤い羽根共同募金助成 イチオシ事業 平成28年度 東区 舞松原校区社会福祉協議会

舞♥myキッチン

どげんかせないかん

朝食を食べていない子どもや、子どもだけで食事している家庭があることから、子どもたちに食の大切さを伝え、地域に子どもたちの居場所をつくるが必要と考えました。

どげんことしたよ

子どもボランティアと一緒に昼食を作り、みんなで食べることで食事の楽しさを知ってもらいました。夏休みの課題をしたり、子どもの居場所づくりにもつながっています。

開催日時：平成28年7月～8月の5日開催
参加人数：利用者 平均55名、ボランティア 平均20名

どげん 初めてのカレーライスを作ったよ。包丁を使うのは難しかったけどできあがって、みんなで一緒に食べて楽しかったです。<小学生・女の子>

※商品の販売用車両を共同募金配分金で購入したことで『施設利用者の工賃が従来の3倍以上になった』という福祉施設の事例も紹介されています。

【問合せ】 共同募金会福岡市支会 TEL 720-5350

赤い羽根共同募金からのお礼

昭和22年にスタートした共同募金運動は、今年70周年を迎えました。

長年にわたり運動を支えてくださった皆さまに、心よりお礼申し上げます。

平成29年の共同募金運動では、109,042,335円(1月10日現在)もの募金が集まりました。

お寄せいただいた募金は、配分審査委員会を経て、校区社会福祉協議会が行う地域福祉活動等や、福祉施設・福祉団体の事業費として活用されます。

(赤い羽根ありがとうマップ参照)



その他の共同募金の使われ方

～平成29年九州北部豪雨災害～

朝倉市、東峰村他の被災地にて、災害ボランティアセンターの設置、立ち上げ資金、運営費等として使われました。



(平成29年8月撮影：朝倉市災害ボランティアセンター)

【問合せ】 共同募金会福岡市支会 TEL 720-5350

ふれあいサロンに1回、呼んじゃってん♪

みんなに笑顔と元気を届けたい！「お元気届け隊」

生活機能の維持や向上のために、地域づくりの中での健康づくりや介護予防が注目されています。その取り組みのひとつに、孤立防止や介護予防、生きがいや健康づくりを目的として、高齢者や障がい者などと地域住民(ボランティア)が公民館や集会所に定期的集まって仲間づくりや交流を行う「ふれあいサロン」があります。ふれあいサロンでは、健康チェックや体操、レクリエーションなどが行われており、高齢者等が地域でいきいきと元気に暮せるために大切な役割を果たしています。

そのふれあいサロンに、“元気”を届け、健康づくりのお手伝いを行うボランティアグループが結成されています。

「お元気届け隊 話と〇の輪(わわわのわ)」(博多区)

平成27・28年博多区社協開催のボランティア講座卒業生で結成した出前ボランティアグループです。校区のふれあいサロンなどを訪問し、皆さんと一緒に楽しく身体を動かしながら健康づくりの支援者として活躍しています。

グループのメンバーは、転倒予防に有効なストレッチや筋トレ、認知症予防に役立つレクリエーションの技術を学び、定期的に練習を重ねています。



東区でも結成！「お元気届け隊」

東区社協では、平成29年8月～9月にかけて健康づくりのサポーターとしてふれあいサロンなどで活動していただくことを目標に、簡単な運動やレクリエーションについて学ぶ講座を開催しました。その後、「一緒に学んだ仲間と地域のために活動していきたい」との思いから、受講生による健康づくりボランティアグループ“お元気届け隊”が結成されました。

現在は博多区の「お元気届け隊 話と〇の輪(わわわのわ)」のようにふれあいサロンなどを訪問し、参加者の皆さんと一緒に楽しく身体を動かす健康づくりのサポーターとして活躍できるように活動中です。



日常生活自立支援事業の相談窓口が変更になります！

日常生活自立支援事業とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利を擁護することを目的としており、地域において自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。

事業(サービス)内容

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的な金銭管理
- ・書類等の預かり

※相談は無料ですが、契約後は利用料(1,000円/回)や預かり料(3,000円/年)が必要です。

(ただし、生活保護を受けている方は、原則無料)

対象要件

- ・判断能力が低下していること
- ・契約能力があること
- ・家族等の支援が得られないこと
- ・利用意思があること
- ・在宅で生活していること

※上記対象要件以外にも、支援する上で必要と思われる情報について確認をさせていただく場合があります。

当事業は、福岡市社会福祉協議会(あんしん生活支援センター)を窓口として行ってきましたが、平成29年10月より新規相談に関する受付窓口を各区社会福祉協議会に変更しました。区社会福祉協議会の“地域福祉ソーシャルワーカー”が、本人や関係者の皆さんの相談を受け、本事業を含め必要なサービスにつなぎます。

①相談受付

各区社会福祉協議会で受け付けます。

②アセスメント

区社会福祉協議会の「地域福祉ソーシャルワーカー(CSW)」が自宅を訪問し、本人及び関係機関との面談による生活課題の把握と当事業の利用要件の確認、課題解決に向けた相談に応じます。

③日常生活自立支援事業専門員による訪問調査及び契約

市社会福祉協議会(あんしん生活支援センター)の「専門員」が、ガイドラインに基づき契約能力の有無を確認後、支援計画を作成し、契約を行います。

※1週間～10日の期間を空けて2回の訪問を行い、3回目の訪問で契約を交わします。

④支援開始

「生活支援員」が支援計画に沿って定期的に訪問し、サービスを行います。

【事業内容に関する問合せ】 あんしん生活支援センター TEL 751-4338

奉仕銀行

お預かりした寄付金は、寄付者のご希望に沿って、社会福祉施設への配分、ボランティア活動の振興、本会の事業の推進に大切に使用させていただきます。

寄付者(平成29年7月～12月)

【中央区】QTnet株式会社 様

株式会社ベルコ 様

一般社団法人プラスらいふサポート 様

【博多区】扶桑管理株式会社 様

株式会社ジェイ・エス・ビーネットワーク 様

【早良区】結城 勉 様

【東区】宗教法人真如苑 様

(この他、匿名等で多くのご寄付をいただきました)

～車いす寄贈のお礼～

福岡市消防設備士会様より社会貢献活動の一環として、区社会福祉協議会に車いす7台を寄贈いただきました。市民の皆さまへの福祉増進・福祉啓発事業等に大切に活用させていただきます。ありがとうございました。



福岡市民間社会福祉事業従事職員福利厚生共済制度に加入しませんか？

～お得な費用で、充実したサービスをご提供します～

福岡市社会福祉協議会では、福岡市内の民間社会福祉事業に従事し、日頃から社会福祉の向上に努力されている方々の福利厚生の充実を図るため、福岡市民間社会福祉事業従事職員福利厚生共済制度を運営しています。

【加入対象者】※法人単位での加入となります。

福岡市内で民間社会福祉施設、又は社会福祉を目的とする事業を営む社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、宗教法人、学校法人に雇用されている職員。

【費用】

(1) 委託料 加入職員1人あたり 800円/月

(2) 退会一時金積立金

加入職員1人あたり 基準給与額の0.8%/月

※上記(1)(2)の合計額を納付していただきます。

※(2)の退会一時金は、退会時に全額加入職員にお支払いいたします。

【主な事業】

(1) 給付事業：結婚・出産祝金、死亡見舞金等
… 3～10万円を支給します

(2) 貸付事業：生活・医療・入学資金等
… 12～50万円をお貸しします

(3) 記念品贈呈事業：加入期間が5年を経過するごとに記念品を贈呈します

(4) 保養所事業：指定した保養所を利用する際に、1泊あたり大人2,500円、小人1,200円を補助します

(5) 文化体育事業：文化鑑賞引換券4,000円相当を支給するほか、プロ野球観戦や観劇(劇団四季や博多座)等のチケット購入に際し、その費用の一部を補助します

まもなく、専用ホームページも開設予定!各事業の詳細等をぜひご覧ください。

【問合せ】生活福祉課 福利厚生担当 TEL 751-1121

福祉の職場面談・合同説明会2017を開催しました

平成29年11月8日・9日の2日間、福岡市市民福祉プラザで「福祉の職場面談・合同説明会2017」を開催しました。この面談・合同説明会は、福岡市社会福祉協議会と福岡中央職業安定所、福岡市老人福祉施設協議会、福岡市民間障がい施設協議会が共催したもので、今年で3回目となります。

開催期間中、福祉の職場に就職を希望する延べ111人が来場し、福岡市内42法人の求人担当者との面談を行いました。

求職者の内訳は、市内居住者71人、市外居住者40人で、県外からの来場者も10人ありました。求人担当者が法人の概要や職種、待遇について資料を用いながら説明し、求職者からは採用までの流れや職場の雰囲気などについて熱心な質問が出され、求人担当者から就職活動を進める上でのアドバイスを受ける姿なども見られました。

出展42法人の求人は400人を超えましたが、残念ながら、その場で法人への採用が内定した人はいませんでした。

た。しかし、採用試験の受験や施設見学会への参加に多数つながりました。

また、求職者にとって、今後、就職活動を行って行く上でも、貴重な機会となったようです。

(参加者の声)

- ・話を聞いていて、とても丁寧に接してくれた。また、良いところばかりではなく、課題となるところもきちんと話してくれた。(50歳代・女性)
- ・分かりやすく丁寧に教えてくれたので、助かりました。いろいろと参考になりました。(20歳代・男性)



ご利用
ください

本紙「ふくしのまち福岡」は本会ホームページ(<http://www.fukuoka-shakyo.or.jp/>)で公開しています。また朗読CDも配布しております。お気軽にお問い合わせください。